

# 免税証の郵送交付（受け取り）について

免税軽油使用者の皆様には、来所して免税証をお受け取りいただく必要がありましたが、新たに使用者様の郵送費ご負担のもと、「**郵送による交付（受け取り）**」が可能となりました。

（※ 新規の方や、免税軽油使用者証の申請は、引き続き来所いただく必要があります）

## 【免税証の郵送交付（受け取り）を希望される場合の注意点】

- 免税証の交付申請時に、  
お届け先の住所・氏名・電話番号を記入したレターパックプラス（520円）  
をご持参ください（レターパックライト（370円）は不可）。  
※免税証の枚数が900枚を超える場合は、900枚毎にレターパックプラスを1通追加が必要です。  
※レターパックプラスは郵便局や取り扱いのあるコンビニで購入できます。
- 免税証の交付申請時に、免税軽油使用者証を忘れた場合は、レターパックプラスをご持参いただいても郵送での対応はできません。
- 受け取り後はすぐに開封して免税証数量等をご確認のうえ、万が一、誤り等があった場合には、必ず管轄の県税事務所へご連絡ください。
- 申請日から受け取りまで7日程度を要しますので、免税証の必要時期を考慮いただき、期間に余裕をもって申請してください。

郵送交付(受け取り)をご希望される方は、次頁もご確認ください



## 郵送交付(受け取り)をご希望される方は、以下の内容もご確認ください

Q 1 郵送による交付(受け取り)を希望する場合に必要な書類は何ですか。

A 1 お手元の「免税軽油使用者証」とともに、「免税証交付申請書」ほか必要な添付書類に加え、「お届け先の住所・宛名・電話番号を記入したレターパックプラス」を添えてご持参ください。

※免税証の枚数が900枚を超える場合は900枚毎にレターパックプラスを1枚追加でご持参ください。

Q 2 レターパックプラスを忘れてしまった。

A 2 郵送による免税証の交付(受け取り)を希望する際には必須です。郵便局やコンビニで購入し持参していただきますようお願いします。

なお、レターパックプラスをお持ちでない場合、これまでどおりご来所いただいての窓口受け取りを選択いただくことも可能です。

Q 3 「免税軽油使用者証の更新・書換」も郵送受け取りできますか。

A 3 可能です。免税証の場合と同様にレターパックプラスをご用意ください。

ただし、審査の結果、ご来所をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

Q 4 郵送費用は県で負担してもらえないのですか。

A 4 受益者負担及び窓口受け取りの方との負担均衡を考慮して、郵送受け取りをご希望の免税軽油使用者のみなさまにご負担をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

名 称	管 轄 区 域	所 在 地	電 話 番 号
和歌山県税事務所 自動車税・間税課	和歌山市・海南市 海草郡	和歌山市小松原通一丁目1番地 (県庁第2南別館)	073-441-3402
紀北県税事務所 税 課	紀の川市・岩出市 橋本市・伊都郡	岩出市高塚209 (那賀総合庁舎内)	0736-61-0067
紀中県税事務所 税 課	有田市・御坊市 有田郡・日高郡	有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田総合庁舎内)	0737-64-1260
紀南県税事務所 税 課	田辺市・新宮市 西牟婁郡・東牟婁郡	田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁総合庁舎内)	0739-26-7937